

平成 23 年 6 月 10 日

各 位

会 社 名	U T ホールディングス株式会社
代 表 者	代表取締役社長 若山 陽一
コード番号	2 1 4 6
問 合 せ 先	取締役FC本部長 島田 恭介
電 話 番 号	03(5447)1710

エイペックス（当社元子会社）代表取締役に対する訴訟提起 及びエイペックス元取締役に係る刑事告発状提出に関するお知らせ

当社は、本日付で、当社の元子会社である株式会社エイペックス（以下「エイペックス」といいます。）の代表取締役である水谷智氏（以下「水谷氏」といいます。）に対し、損害賠償請求訴訟を提起し（以下「本件訴訟」といいます。）、また、エイペックスの元取締役である西村正則氏（以下「西村氏」といいます。）の、同社役職員時に下請業者からリポートを収受した行為について、東京地方検察庁に刑事告発状を提出いたしましたので（以下「本件刑事告発」といいます。）、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 水谷氏に対する損害賠償請求訴訟について

(1) 訴訟提起した裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成23年6月10日

(2) 訴訟の相手方

水谷智（エイペックスの代表取締役）

(3) 訴訟の内容

当社は、平成21年11月13日、当時、当社の子会社だったエイペックスの全株式を、水谷氏が全株式を保有する株式会社八徳（以下「八徳」といいます。）に対し、代金23億円で売却し、当該売却代金のうち22億5000万円について、同日、八徳と準消費貸借契約を締結するとともに、当該貸金債権を担保するため、八徳が保有するエイペックス株式等に譲渡担保権の設定を行い、また、エイペックスが連帯保証をしました。

しかし、その後、水谷氏が、当社との合意に反し、エイペックス代表取締役として、同社の保有する中古半導体製造装置を廉価で売却し、また、エイペックスについて平成22年3月29日、再生手続開始決定申立てをしたことにより、当社は、22億5000万円の債権回収が困難となり、同額の損害を被りました。

本件訴訟は、水谷氏が当社との合意に故意に違反して、当社に22億5000万円もの巨額の損害を与えたことを重く見て、債務不履行ないし不法行為に基づき、当該損害のうち、10億円の賠償を求めるものです。

2. 西村氏に関する刑事告発状の提出について

(1) 刑事告発状を提出した検察庁及び年月日

東京地方検察庁 平成23年6月10日

(2) 被告発人

西村正則（エイペックスの元取締役）

(3) 告発状の内容

西村氏は、エイペックスの役職員時に、下請業者選定の業務を担当していたところ、かかる下請業者の一部からリベートを受け取っていた事実が発覚いたしました。当社としては、当該リベート收受時に、西村氏が、当社の子会社であったエイペックスの役職員だったことを重く見て、コンプライアンスの見地から、会社法967条1項の取締役等の収賄罪等の罪名で、本件刑事告発を行ったものです。

3. 今後の見通し

平成22年5月14日付「貸倒引当金繰入額の計上および業績予想との差異に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、八徳への債権である22億5000万円については、貸倒引当金を計上済みであり、本件訴訟及び本件刑事告発が当社の業績に与える影響はございません。

また、本件訴訟及び本件刑事告発に関し、今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

以 上